



事務所通信

Progress 一期一会

～進歩～

平成30年1月号(広告)
2018年1月発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅 孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第128号

謹賀新年

～従業員から皆様へご挨拶～



柴犬、チワワ、マルチーズ、種類はとも多いですが、私にとって、犬はとも一途で素直で元気一杯というイメージです。見習って、平成30年は、元気一杯の笑顔の年にしたいと思います。本年もどうぞよろしく願い申し上げます。
三宅佐知子

社会人になってもうすぐ10年目に突入します。年々時の流れが早く感じられ、あっという間に一年が経っています。おかげさまで旧年中は様々な方との縁にも恵まれ、毎日を充実して過ごすことができました。本年は戌年。「犬は喜び庭駆け回り」とあるように、家(自分の殻)に籠らず、身の回りの出来事に興味を持ち、一年を駆け回りしたいと思います。本年も宜しく願い致します。
鳥越俊佑

あけましておめでとうございます。本年は戌年、年女です。自分の干支が巡りくると、例年以上に良い年にできるよう頑張ろうと決意します。私の良きことが、皆様にも少しでもお福分けができるよう努力いたします。本年もご指導のほど、宜しく願い致します。
岡本 清美

旧年中は皆様大変お世話になりました。仕事を通じ多くの方と関わる事が出来、ますます自分自身を成長させていかなければと思った一年でした。今年は戌年、犬は人間とのかかわりが一番古い動物ともいわれ、遠い昔から人の近くで長きに渡り役に立ってきたともいわれます。今年は皆様方のそばでお力になれるよう努力してまいりますので、今後も末永くよろしくお願い致します。
山本武史

あけましておめでとうございます。昨年は新しいことを始めたり、変化の多い一年でした。今年もさまざまな事に興味を持ち、公私ともに充実した一年となるよう頑張りたいと思います。本年もどうぞよろしく願いいたします。
宮田裕子

一年の経過が年々早く感じるようになっております。まだまだ吸収したい事がたくさんありますので、今年もあっという間に終わったというのではなく、計画的に過ごして成長し続けたいと思っております。お客様に更なるお力添えができますよう努力してまいります。本年もどうぞ宜しく願い致します。
山崎亜紀

あけましておめでとうございます。今年、戌年です。嗅覚するどく、アンテナを張り巡らせ、様々なことに取り組んで成長していける1年にしたいと思います。本年もどうぞよろしく願いいたします。
川澄知世

あけましておめでとうございます。旧年中は、大変お世話になりました。嗅覚の優れている犬のように、いろんなことを嗅ぎ分け、皆様の経営のお役にたてるよう精進してまいりたいと思いますので、何卒宜しくお願い申し上げます。
平松和美

あけましておめでとうございます。振り返ると、まだまだ、勉強をしなければいけないことが多いなあと痛感することが多かったと、反省の2017年でした。今年2018年は、もっともっと勉強を重ね、お客様のお力になれるように頑張ります。今年も、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。
河本朝香

昨年は私事ではありますが、結婚、引越、転職と節目を迎えましたが、忙しい中に幸せを感じる事が多かった一年でもありました。今年もその幸せが続きますように、また仕事においても新人同然でありますのでより一層の努力をして参ります。今年もよろしくお願い申し上げます。
三宅美見子

【 所得税の確定申告 】

今年も個人の所得税の確定申告の時期が近付いてまいりましたが、確定申告に必要な書類のご準備はいかがでしょうか？

- ・生命保険料控除証明書(一般・介護医療・個人年金)
 - ・地震保険料控除証明書
 - ・国民年金保険料控除証明書
 - ・小規模企業共済掛金振込証明書
 - ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書等
 - ・源泉徴収票(給与所得、公的年金等)など
- もし紛失された場合などには、お早めに再発行のお手続きをお願い致します。

また、以下に該当することがございましたら、次の資料のご準備もお願い致します。

- ・医療費控除 : 領収書は受診者別、病院別、診療科別に分類し、領収書には病名をご記入ください。保険金等の補填がある場合には、その金額のわかるものも併せてご準備ください。H29年より医療費控除の明細書を提出すれば、領収書の提示又は提出は不要(領収書は、5年間要保管)となりますが、明細書を作成致しますので、領収書もご準備ください。健康保険組合発行の「医療費通知」に基づき明細書を作成する場合は、「医療費通知」の添付が必要となります。
- ・セルフメディケーション税制: 対象となる領収書 保険金等の補填がある場合には、その金額のわかるものも併せてご準備ください。
- ・雑損控除 : 災害、盗難、横領で住宅や家財などに損害を受けた場合の証明書及び明細書
- ・寄附金控除 : 寄附した団体などから交付を受けた寄附金の受領書 ふるさと納税について、ワンストップ特例制度の適用を受けている方が、確定申告する場合は、ワンストップ特例の適用による寄附金控除は受けられなくなりますので、あらかじめ寄附金控除を受ける手続きが必要となります。
- ・生命保険・損害保険の満期 : 保険会社から送られてくる計算明細書
- ・株式等での売却・配当 : 一般口座・・・株の売買については各取引明細書 配当については配当金支払通知書 特定口座・・・株の売買については特定口座年間取引明細報告書

【 株式等の売却取引をされている方 】

上場株式等の譲渡損のうち、その年の譲渡益から控除しきれない損失金額を、毎年確定申告を行うことによって最大3年間繰り越す事ができ、その後の取引で生じた株式等の譲渡益から繰り越した譲渡損失を控除することが可能です。これは、損失の場合は特に確定申告の義務は無いのですが、確定申告を行って損失を繰り越しておくことで、利益が出た年にその分を控除することができるというものです。

3年間損失を繰り越すためには、3年の間取引が行われていない年でも確定申告を行うことが必要です。70歳以上の方で、医療費の自己負担割合が1割又は2割の方が「株式等譲渡所得」の申告を行った場合、自己負担割合が3割となるケースや、国民健康保険料や後期高齢者保険料がアップするケースがございます。また、扶養親族から外れてしまうケースもございます。そのため、申告の際にはご相談下さい。

なお、所得税の確定申告期間は平成30年2月16日(金)～3月15日(木)ですが、還付申告の場合には1月1日(月)以降から受付可能です。



< Visionのご案内 >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー: Vision
今月の開催日は1月11日(木)です。経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
1月11日(木)	11・12・1・2月決算法人様個人事業主様	1月5日(金)
2月8日(木)	12・1・2・3月決算法人様個人事業主様	2月2日(金)
3月22日(木)	1・2・3・4月決算法人様	3月16日(金)

< 1月のカレンダー >

10	水	*12月分源泉所得税・住民税の納付期限
11	木	*経営計画書作成セミナー: Vision
22	月	*源泉所得税(7～12月分)の納付期限(納期特例届出書提出者)
31	水	*11月決算法人の確定申告・納付期限
		*12月分の社会保険料の納付期限
		*5月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の2・8月決算法人)
		*源泉徴収票の交付及び提出期限
		*法定調書の提出期限
		*給与支払報告書の提出期限
		*固定資産税の償却資産申告書の提出期限
		*個人住民税第4期分の納付期限(岡山市・倉敷市の場合)

年末年始の為、平成29年12月末日に係る申告・納付期限は平成30年1月4日(木)となっております。

